平成２８年（フ）第４９８号
仙台市宮城野区平成１丁目22番25号　山縣ハイツ203
債務者　畠山　美佳
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５１２号
仙台市青葉区柏木２丁目１番20号　コーポ藤201
債務者　細川　誠司
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５４６号
仙台市泉区泉中央南12番地の８　泉中央南市営住宅223
債務者　佐々木俊彦
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５１３号
川崎市宮前区野川907　帝京大学老人保健センター慈宏之里、住民票上の住所川崎市中原区上小田中５丁目８番１号　ハイツ寺島101
債務者　三原　由幸
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
山梨県甲府市大手１丁目４番10号　ハイツオオテ105
債務者　矢﨑　裕美（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２９号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門3495番地17　町営富士見住宅２号棟101号室
債務者　青柳きみ子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門3495番地17　町営富士見住宅２号棟408号室
債務者　赤池久美子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
長野市大字若槻団地１番地325　Ａ３－４
債務者　児玉幸知子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７１号
長野県上田市殿城316番地４
債務者　宮之上裕梨
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１３０６号
名古屋市守山区村前町188番地　グリーンビレッジⅡ201号
債務者　浦田　議之
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８０号
兵庫県加古川市尾上町養田1474番地の７
債務者　後藤美絵子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１９０号
奈良市朱雀６丁目21番地の２　ハイツゲラン203号
債務者　森本　圭一
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６０６号
広島市中区江波西２丁目14番８―602号
債務者　篠原不三夫
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３号
鹿児島県南九州市川辺町田部田702番地１
債務者　橋口　雅之
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第３５号
鹿児島県南九州市川辺町神殿686番地
債務者　山本　幸洋
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第３４号
北海道日高郡新ひだか町静内古川町２丁目２番５号　アイランドマンション103号
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
青森県三戸郡階上町大字道仏字横沢山１番地568
債務者　小坂眞貴子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係